

姫路赤十字病院 随意契約締結状況(平成24年度上半期分)

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
1	第2超音波室エアコン設置	事務部施設用度課 姫路市下手野1-12-1	平成24年4月16日	神戸冷暖㈱ 神戸市中央区割塚道2 丁目1-22	1,031,467円	予定価格が250万円をこえない工事又は製造であるため(日本赤十字社会計規則細則第35条第1項)	
2	ボイラー・圧力容器法定検査にむけての点検整備及びオーバーホール	事務部施設用度課 姫路市下手野1-12-1	平成24年4月17日	日本空調サービス㈱ 箕面市船場東2丁目4- 56	1,585,500円	契約業者は、当院の施設管理業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
3	非常用発電機オーバーホール	事務部施設用度課 姫路市下手野1-12-1	平成24年5月30日	日本空調サービス㈱ 箕面市船場東2丁目4- 56	4,305,000円	契約業者は当院の施設管理業者で、例年点検業務を行い現状把握をしている唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
4	特殊排水処理機械室汚水ポンプ交換	事務部施設用度課 姫路市下手野1-12-1	平成24年6月7日	日本空調サービス㈱ 箕面市船場東2丁目4- 56	1,197,000円	契約業者は、当院の施設管理業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
5	X線循環器撮影装置(INFX-8000/JU)の保守	事務部施設用度課 姫路市下手野1-12-1	平成24年6月11日	東芝メディカルシステムズ㈱ 姫路市飾磨区三宅1- 194-2	11,718,000円	契約業者は当該装置の納入業者であり、他の業者では装置の保守管理ができないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
6	IVR用CT装置(Aquillion/CX・TSX-101A/NB)の保守	事務部施設用度課 姫路市下手野1-12-1	平成24年6月11日	東芝メディカルシステムズ㈱ 姫路市飾磨区三宅1- 194-2	34,650,000円	契約業者は当該装置の納入業者であり、他の業者では装置の保守管理ができないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
7	画像ワークステーション(ZIOSTATION2 TYPE1000,S,VGR)の保守	事務部施設用度課 姫路市下手野1-12-1	平成24年6月11日	東芝メディカルシステムズ㈱ 姫路市飾磨区三宅1- 194-2	17,860,500円	契約業者は当該装置の納入業者であり、他の業者では装置の保守管理ができないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

姫路赤十字病院 随意契約締結状況(平成24年度上半期分)

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
8	泌尿器科手術装置ホルミウムヤグ レーザー装置保守	事務部施設用度課 姫路市下手野1-12-1	平成24年6月22日	宮野医療器(株) 姫路市三左門堀西の町 7番地	6,300,000円	契約業者は当該装置の納入業者であり、他の業者では装置の保守管理ができないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
9	駐車場ゲート一式	事務部施設用度課 姫路市下手野1-12-1	平成24年7月12日	(株)きんでん 姫路市安田4丁目133番地	7,875,000円	駐車場の運営開始期日までにいとまがなく、当該物品を上記期日までに整備する必要があることから、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
10	自走台車設備整備工事	事務部施設用度課 姫路市下手野1-12-1	平成24年7月19日	日本空調サービス(株) 箕面市船場東2丁目4-56	3,990,000円	契約業者は、当院の施設管理業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
11	H@MES-Ex II 版薬剤管理システム	事務部施設用度課 姫路市下手野1-12-1	平成24年7月30日	テック情報(株) 徳島県板野郡板野町犬伏字東谷6番地33	1,981,350円	契約業者は日本赤十字社統一システムを導入している業者であり、今回は旧ソフトのバージョンアップであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
12	3F管理部門ほかの管理棟への什器 移設	事務部施設用度課 姫路市下手野1-12-1	平成24年8月1日	(株)日興商会	3,817,800円	契約の内容が、運送または保管させるときにあたるため。(日本赤十字社会計規則細則第35条第7項)	
13	病棟空調機整備工事	事務部施設用度課 姫路市下手野1-12-1	平成24年8月6日	日本空調サービス(株) 箕面市船場東2丁目4-56	1,428,000円	契約業者は、当院の施設管理業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
14	各病棟の収納庫の設置	事務部施設用度課 姫路市下手野1-12-1	平成24年8月27日	木下商店 姫路市町坪90-16	2,362,500円	予定価格が250万円をこえない工事又は製造であるため(日本赤十字社会計規則細則第35条第1項)	

姫路赤十字病院 随意契約締結状況(平成24年度上半期分)

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
15	レクセル定位脳手術装置一式	事務部施設用度課 姫路市下手野1-12-1	平成24年8月28日	(株)日本技研 芦屋市内出町5-20	3,150,000円	当該装置は、脳神経外科医師が前勤務先病院にて使用していた手術器具であるが、当院では所有していないため中古品として購入するもので、契約業者からのみ購入が可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
16	2F中庭の改修	事務部施設用度課 姫路市下手野1-12-1	平成24年8月29日	五木工房 姫路市上手野277	1,600,000円	予定価格が250万円をこえない工事又は製造であるため(日本赤十字社会計規則細則第35条第1項)	
17	管理棟(新棟)のPHSアンテナ工事	事務部施設用度課 姫路市下手野1-12-1	平成24年9月24日	(株)スイタ情報システム 姫路市東今宿3-10-23	3,727,500円	契約業者は、当院の既存の電話交換システム管理業者であり、今般導入のものと同様のシステムを連動させる必要があることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
18	管理棟(新棟)の業務用無線ネットワーク構築	事務部施設用度課 姫路市下手野1-12-1	平成24年9月26日	(株)きんでん 姫路市安田4-133	2,047,500円	契約業者は、当院増改築工事の施工協力業者であり、現工事の追加工事であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
19	ファイバースコープ保管庫除湿機ユニット付	事務部施設用度課 姫路市下手野1-12-1	平成24年9月28日	高井医療器(株) 揖保郡太子町東保160-4	1,480,500円	予定価格が160万円をこえない財産を買い入れであるため(日本赤十字社会計規則細則第35条第1項)	
20	平成24年4月医療改定電子カルテシステム対応	事務部情報管理課 姫路市下手野1-12-1	平成24年3月30日	富士通(株) 神戸市中央区東川崎町1-7-4	4,536,000円	契約業者は当該システムの導入業者であり、当該システムを熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
21	新管理棟における電子カルテ用ネットワークの構築	事務部情報管理課 姫路市下手野1-12-1	平成24年9月6日	富士通(株) 神戸市中央区東川崎町1-7-4	6,132,000円	契約業者は当該システムの導入業者であり、当該システムを熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

姫路赤十字病院 随意契約締結状況(平成24年度上半期分)

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
22	新管理棟における電子カルテ用 ネットワークの構築	事務部情報管理課 姫路市下手野1-12-1	平成24年9月7日	(株)富士通マーケティング 大阪市北区梅田3-3-10	1,207,500円	契約業者は当該システムの導入業者であり、 当該システムを熟知していることから、契約 の性質又は目的が競争を許さない場合に該 当するため。(日本赤十字社会計規則第36 条第3項)	
23	情報セキュリティソフトの更新	事務部情報管理課 姫路市下手野1-12-1	平成24年9月7日	(株)大塚商会 神戸市中央区磯上通8- 3-5	1,385,000円	現在使用しているウイルス対策ソフトに対す る更新を行うものであり、契約業者からのみ 購入が可能であることから、契約の性質又は 目的が競争を許さない場合に該当するた め。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
24	包括契約にかかるマイクロソフト社 製ソフトウェアの購入	事務部情報管理課 姫路市下手野1-12-1	平成24年9月10日	大塚商会 東京都千代田区飯田 橋2-15-4	¥26,101,829	日本赤十字社本社が指定する業者であるこ とから、契約の性質又は目的が競争を許さな い場合に該当するため。(日本赤十字社会 計規則第36条第3項)	